

本学独自の奨学金制度を創設

首都大学東京の将来像の実現

博士後期課程学生への経済支援

～給付型 1人年額180万円 最長3年間～

「首都大学東京の将来像」に掲げた「大学院博士後期課程学生への経済支援」については、博士後期課程に入学する、研究意欲が旺盛で優秀な学生に対して、経済的な理由で進学を断念することのないように、経済支援を行うための本学独自の奨学金支給制度を創設し、平成21年度入学者から実施します。

奨学金制度の概要

1. 支給対象 本学大学院の博士後期課程入学予定者で、日本学術振興会特別研究員DC1の補欠・不採用者の中から選考し、学長が決定する
2. 奨学金額 月額15万円（年額180万円） 給付型奨学金
3. 支給期間 最長3年間
4. 採用人数 毎年度8名程度
5. 義務 奨学生は、毎年度、日本学術振興会特別研究員DC2へ申請すること
DC2へ採用された場合には、本学奨学金の受給を中止する
6. 実施時期 平成21年度の本学大学院の博士後期課程入学予定者から適用する
7. 対象外 休学中の者、国費外国人留学生、日本学術振興会特別研究員、
東京都アジア人材育成基金により本学に受け入れた外国人留学生は
支給対象外とする

【問い合わせ先】

公立大学法人首都大学東京 経営企画室 企画課

TEL 03-5320-7081 (ダイヤルイン)

FAX 03-5388-1615

【参考】

日本学術振興会とは

独立行政法人日本学術振興会は、学術研究の助成、研究者の養成のための資金の支給、学術に関する国際交流の促進、学術の応用に関する研究等を行うことにより、学術の振興を図ることを目的とする。(※ 独立行政法人日本学術振興会法第三条より引用)

日本学術振興会特別研究員制度とは

「優れた若手研究者に、その研究生生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えることは、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者を育成する上で極めて重要なことである。このため、日本学術振興会は、大学院博士課程在学者及び大学院博士課程修了者等で、優れた研究能力を有し、大学その他の研究機関で研究に専念することを希望する者を『特別研究員』に採用し、研究奨励金を支給する」制度。(※ 日本学術振興会特別研究員の募集要項より引用)

特別研究員DC1とは

特別研究員の種類の1つで、申請資格が、大学院博士課程在学者（DC）のうち博士後期課程第一年次に在籍する学生（年齢制限あり）で、研究奨励金は月額20万円、特別研究員に採用されている期間（3年）は支給される。その他に科学研究費補助金への応募資格が与えられ、審査により毎年度150万円以内の研究費の交付が可能。なお、DC2は、申請資格が大学院博士後期課程第二年次以上に在籍する学生で、特別研究員の採用期間は2年となる。

東京都アジア人材育成基金により本学に受け入れた外国人留学生とは

アジアの発展に資する優秀な人材の育成につながる諸施策を実施するために東京都が設置した「アジア人材育成基金」を活用して、本学大学院の博士後期課程に受け入れた外国人留学生のこと。入学料・授業料の免除、奨学金の支給、住宅を本法人が借上げて提供するなど、国費外国人留学生（大学院）と同等レベルの待遇を実施する。